

原発をなくす全国連絡会「福島第一原発事故に関する省庁交渉」への参加

原発問題委員会事務局次長 柿沼真利

少々時間が経過してしまいましたが、2014（平成26）年11月18日（火）、13時30分より、衆議院第2議員会館第8会議室にて、「原発をなくす全国連絡会」による対原発関係省庁交渉が行われ、私も参加してきましたので、報告いたします。



同交渉は、「なくす会」の参加団体である、全日本民医連、全労連、新婦人、農民連、科学者会議、原発問題住民運動連絡センター、ふくしま復興共同センター、そして、自由法曹団から参加者を募り、現在問題となっている多様な原発問題について、政府各省庁に直接要求、質問などをぶつけ、交渉を行うというものです。今回、政府側からは、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省、内閣府、原子力規制庁の担当者が参加しました。特に、「独立性の維持」の観点から、このような要請行動に対し基本的に消極的な原子力規制庁が参加してきたのには、驚きました。

時間的には、2時間を越える長丁場でしたが、「なくす会」と各省庁側との間で、活発な議論が行われました。

印象に残った話をかいつまむと・・・

①東電・福島第一原発の放射能汚染水対策、及び、九電・川内原発再稼働との関係について

【原子力規制庁】

福島第一原発の汚染水漏れ対策については、東電に実施計画を提出させ、監視し実施させている。ただし、トレンチの止水工事はうまくいっていないおらず、有効で抜本的な対策が取れている状況とはいえない。

九電・川内原発で過酷事故が起こった場合の汚染水漏れ対策については、汚染水漏れの発生させないための設備について審査し確認している。ただし、それが汚染水漏れを完全に予防できるのかについては未知数な部分があり、実際に汚染水漏れが発生してしまった場合、福島第一原発の状況と同じになる可能性もある。

↑【なくす会】

汚染水対策は、場当たりのであると国民は思っている。うまくいかない原因は何か、東電任せでは限界がある。

福島第一原発事故による汚染水問題について抜本的な対応策・解決策ができていない状況で、なお他の原発再稼働を行うのは、福島第一原発事故の反省・教訓を前提にした対応にはなっていない。直ちに再稼働の推進をやめるべきである。

②原発輸出について

【経済産業省・資源エネルギー庁】

原発の海外輸出について、福島第一原発事故の教訓を国際社会で共有する、世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していくことが我が国の責務であると考えます。

ただし、国際条約では、原発の安全確保については原発立地国の主権のもとで行うことが国際ルールであり、原発を購入した国が責任を持つことになる。日本としては、輸出先の国から要請があれば、安全対策の協力は行う。

↑【なくす会】

原発の輸出において、輸出先の国における安全対策は、充分になされる保証はあるのか。国際条約によって、そのように原発立地国の責任で行うという体制では、「原発の海外輸出について、福島第一原発事故の教訓を国際社会で共有する、世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していくことが我が国の責務」という説明も実体のないものになるのではないのか。

③原発事故被害救済について

【文部科学省】

賠償問題について、原子力損害賠償法（以下、原賠法）にもとづき東電が賠償を実施することになっている。紛争審査会で賠償の指針を作成している。東電の回答が納得できない場合は原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）があり、そこで和解・仲介の手続きを行っている。ADRセンターでは当年7月末の時点で9500件の申請があり、その内82%にあたる7800件が成立している。

↑【なくす会】

近時、住民による集団ADRの提訴が急増している。原発被害に対して東電が責任を持って対処していない、救済していないから、集団ADRが起きている。現行の原賠法の枠内だけでは対応できないのではないのか。総合的な被害救済をも目指す新法が必要ではないのか。

と、こんな感じでした。

他にも、福島第一原発事故対策に当たる労働者の待遇問題、川内原発をはじめとするすべての原発再稼働反対、原子力規制委員会の新「規制基準」の抜本的な改善、自然エネルギーへの転換と電力の発送電分離など、多様な問題点について、交渉が行われました。

今後も、「なくす会」は、定期的にこのような要請行動を行っていくようなので、今後も参加していきたいです。